

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

昇降路増築工事

| | | | |
|---------|------------|---------------|--------|
| 本市の登録種目 | 020 建築一式工事 | 建設業法上の建設工事の種類 | 建築一式工事 |
| 本市の工事種目 | 02A 建築工事 | 建設業許可の業種 | 建築工事業 |

| 地域要件 | | | 受注可能本数 | | |
|-----------------|------|------|-----------|------|------|
| 本店業者 | 支店業者 | 市外業者 | 本店業者 | 支店業者 | 市外業者 |
| 工事場所にかかわらず入札参加可 | | | 受注本数制限対象外 | | |

(総合評定値に関する事項)

- ・ 経営事項審査の「建築一式」における総合評定値（P点）が650点以上とする。
- ・ 経営事項審査の総合評定値（P点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値（P点）から10点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値（P点）とみなすものとする。

(地域要件に関する事項)

- ・ 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
 [本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
 [支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
 [市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

| | | | |
|---------|------------|---------------|--------|
| 本市の登録種目 | 020 建築一式工事 | 建設業法上の建設工事の種類 | 建築一式工事 |
| 本市の工事種目 | 02A 建築工事 | 建設業許可の業種 | 建築工事業 |

| 物件等級 | 経営事項審査の総合評定値(P点) | 予定価格(税込) | 地域要件 | | | 受注可能本数(予定価格700万円(税込)以上に適用) | | | | |
|------|------------------|---------------------|-------|-------|------|----------------------------|-----------------------|----------|-----------------------|------|
| | | | 本店業者 | 支店業者 | 市外業者 | 本店業者 | | 支店業者 | | 市外業者 |
| | | | | | | 建築参加希望のみ | 建築・土木 または 建築・舗装 | 建築参加希望のみ | 建築・土木 または 建築・舗装 | |
| A | 1,100点以上 | 6億円以上 | 入札参加可 | 入札参加可 | 市外業者 | 3本 | 参加希望 工事内で 2本 | 1本 | 参加希望 工事内で 1本 | 受注不可 |
| B | 800点~1,099点 | 6億円未満 1.5億円以上 | | | | | | 入札参加不可 | 受注不可 | |
| C | 650点~799点 | 1.5億円未満 3.5千万円以上 | | | | | | | | |
| D | 650点未満 | 3.5千万円未満 | | | | | | 受注不可 | | |

※ 契約管財局が発注する予定価格700万円(税込)未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。

総合評価落札方式適用案件については、受注可能本数の制限の対象としない。

上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(総合評定値に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値(P点)は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値(P点)から10点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値(P点)とみなすものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- 予定価格1億円(税込)以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
なお、経営事項審査の総合評定値(P点)が800点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格3.5千万円(税込)以上1億円(税込)未満の案件に参加できるものとする。

(地域要件に関する事項)

- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- 令和5年度に大阪市優良成績認定要綱による優良成績認定を受けた本店業者については、その当該工事種目について、1本を上記の受注可能本数に加えるものとし、該当する工事が複数ある場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1本限りとする。また、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に完成した本市発注工事(契約管財局以外が発注する案件を含む)のうち、工事種目(01 土木工事、02A 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び06 造園工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から1本を減ずるものとし、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1本限りとする。
- 請負工事成績評定要領第9条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去6年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が令和4年1月1日から令和4年12月31日の間のものを対象とする。